

# 県立日南病院警備等業務委託仕様書

この仕様書は、県立日南病院（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とが締結した委託契約に基づき、受託者が履行しなければならない業務等について必要な事項を定める。

## 1 警備の目的

県立日南病院の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

## 2 業務の種類

- (1) 県立日南病院警備等業務
- (2) 駐車場管理業務

## 3 業務の対象施設及び範囲

対象となる物件の表示、警備員数

庁舎名等	所在地	建物延床面積	警備員数
県立日南病院 (駐車場を含む。)	日南市木山1丁目9-5	23,737,88㎡	6人 (うち駐車場警備3人)

## 4 委託業務の実施

乙は、委託業務の実施に当たり、次に掲げる事項について、直接委託業務に従事する者（以下「警備員」という。）を教育・指導するものとする。

- (1) 入退庁者への対応については、言語態度等に注意するとともに、円滑かつ丁寧に行うこと。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、警備業法、消防法、労働安全衛生法、宮崎県庁舎等管理規則及び宮崎県庁舎防火等消防計画、その他関係法令を遵守し、誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
- (3) 委託業務の実施に際しては、甲と緊密な連携を保持して、常に適正な業務を行うこと。

## 5 委託業務の内容

- (1) 県立日南病院警備等業務  
別紙1「県立日南病院警備等業務実施要領」のとおり
- (2) 外来者駐車場管理業務  
別紙2「駐車場管理業務実施要領」のとおり

## 6 警備員

乙は、委託業務の実施に当たり公共施設の警備体制の一員としての認識に立ち、次の各号に定める要件を具備した適格な警備員を甲及び病院管理者と事前協議した上で3の警備員数以上の警備員を配置しなければならない。

- (1) 乙は、委託業務を実施するため、警備員は当該業務の実施に必要な知識を備えた責任感を有する健康な正規職員であること。
- (2) 主任警備員は、警備員を指揮監督するため、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、施設警備において実務経験2年以上の者を配置すること。
- (3) 警備員は、警備等業務を行うための内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者とし、施設警備において実務経験1年以上の者を配置すること。
- (4) 警備業務の重要性を自覚し、責任感があり、常に厳正誠実なサービスを行う者であること。

## 7 警備員の服装等

- (1) 乙は、業務を実施するに当たり、警備員に委託業務中は統一された制服、制帽、名札を着用させなければならない。

(2) 警備員の服装等は、あらかじめ甲に報告し、承認を得なければならない。

## 8 委託業務の実施時間

委託業務の実施時間は、次のとおりとする。

### (1) 県立日南病院の警備等業務

毎日午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日については午前8時30分から当該日の翌日午前8時30分までとする。

### (2) 外来者駐車場の管理業務

別紙2「駐車場管理業務実施要領」のとおり

## 9 警備状況等報告及び引継ぎ

(1) 乙は、委託業務の処理結果について警備日誌を作成し、速やかに特記事項に係る警備状況を引き継ぐこと。また、毎月の業務委託が完了したときには、警備業務実績報告書（様式第2号）に警備日誌を添付して甲に報告すること。

(2) 前項の引継ぎは、主任警備員が行わなければならない。

## 10 事故発生時の措置

(1) 乙は、委託業務につき事故が発生し、又は発生するおそれのあるときは、これに対する措置を講じなければならない。

(2) 不法侵入、挙動不審者等の緊急事態が発生した場合には、警備員は速やかに警察署に通報するとともに受託者本社に応援を依頼しなければならない。また、速やかに甲の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡しなければならない。

(3) 火災を発見した時は、消防署に直ちに通報し、受託者本社に応援を依頼し、消防車到着まで県職員等の協力を得て初期消火、負傷者の救護、避難誘導等の必要な措置を行うとともに、速やかに甲の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡しなければならない。

(4) 警備員は、そのとった措置について速やかに甲に報告し、警備日誌に記録しなければならない。

## 11 費用の負担区分

(1) 乙は、委託業務の処理に当たり次のもののほか業務に必要な費用を負担し、警備員へ支給すること。

ア 制服、制帽、名札（制服、制帽、名札については、夏冬それぞれごとに2着以上）

イ 警備に必要な器具、材料

ウ 休憩室の寝具等、その洗濯代

休憩室の仮眠室内の寝具等の設置及び洗濯等の維持管理については、乙の負担とし、労働安全衛生法に基づいた対応を行い、月に1回以上は洗濯等の維持管理を行うこと。

エ 警備関係用紙

(ア) 警備日誌

(イ) 鍵貸出簿・閉庁入場者名簿

(ウ) 拾得物処理簿等拾得物関係用紙

(エ) 駐車整理日誌

オ 消耗品等（筆記用具、殺虫剤、マスク等）

(2) 委託業務の処理に要する電気、水道及びガスは甲が提供するものとするが、乙は、その使用については、節約に努め、その後始末を完全にして、事故等の発生を防止するよう努めなければならない。

## 12 場所等の提供

甲は、乙が業務を実施するために次の場所を提供するものとし、乙は、提供物件を常に整理整頓し善良な管理において使用するものとする。

(1) 警備員室

(2) 休憩室

- (3) 机及び椅子等
- (4) 警備員の業務用駐車場は、甲の指定する駐車場の場所とする。

### 13 留意事項

- (1) 業務の実施中において、県立日南病院等に破損、汚損又は故障を発見したとき及び病院管理上支障が生じる恐れのある状況が発見した場合は、甲に対し警備日誌により具体的な内容を速やかに報告するとともに、その対応について協議すること。
- (2) 乙及び警備員は業務遂行上に知り得た秘密事項を、一切他に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、甲が総合消防訓練等に参加を求めた場合は、警備員を参加させなければならない。

### 14 警備実施計画書等の提出

乙は、業務の実施に当たり、下記の書類を甲及び庁舎管理者へ別紙3により提出し、甲の指定する者の確認を得るものとする。ただし、(2)及び(3)については、甲と契約前に事前協議を行い、提出すること。

#### (1) 警備実施計画書等

- ア 警備実施計画書 10月11日まで  
主任警備員・警備員配置状況、警備時間、巡回方法、巡回時刻、巡回経路図、巡回以外の業務、警備員被服（写真）、警備に必要な器具、材料、警備員教育計画、休憩室の寝具、警備日誌の用紙等を定めた警備実施計画書を作成して甲に提出すること。
  - イ 最低賃金法第7条に基づく労働局長の許可の写し 10月11日まで  
※ イについては、許可申請している場合のみ提出すること。
- (2) 警備業務主任警備員等報告書（別記様式） 10月11日まで
  - (3) 警備に従事する者の名簿 ア～オ 10月11日まで  
カ 11月11日まで

- ア 履歴書
- イ 写真
- ウ 警備に関する資格免許等の写し
- エ 主任警備員名
- オ 実務経験年数
- カ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険（法定義務）の加入状況  
ただし、社会保険の適用除外の者は、理由書を提出すること。

- (4) 緊急連絡体制表 10月11日まで  
乙は、緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成し提出すること。
- (5) 警備業法に基づく次の書類 10月11日まで
  - ア 宮崎県公安委員会の認定証及び営業所届（警備業法第4条及び第5条）の写し
  - イ 警備員指導教育責任者資格者証（警備業法第22条）の写し
  - ウ 在職者施設警備員名簿及び教育実施簿（警備業法第45条）の写し

### 15 その他

- (1) インフルエンザワクチン接種等及び検査について  
甲が必要と判断したものについては、受診させること。  
なお、日程・場所等の設定は甲で行うが、費用については乙の負担とする。
- (2) 委託業務の状況に応じ、この仕様書に記載されていない事項で、病院管理上必要と認められる事項がある場合は、甲、乙協議のうえ実施について決定するものとし、軽微な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) 令和8年9月に委託期間が終了し、引き続き委託業務を受託しない場合においては、新受託業者との引継ぎを綿密に行い、病院運営に支障がないよう努めなければならない。